

# 消防団員の身分

## 消防団員は特別職の地方公務員

消防団員は生業をもちながら災害活動などに従事し、その身分は特別職の地方公務員となります。

## 消防団員の服務

消防団への入団は本人の自由意思によりますが、懲戒などの処分で免職されることがあります。

消防団員が個人で政党に入党することや選挙運動すること、公職の候補者となり公職に就くことは自由ですが、消防団員の地位を利用して選挙活動はできません。

## 消防団長および消防団員

消防団の長は消防団長であり、消防団の推薦に基づき市長が任命します。

消防団長は、消防団に関する事務を総括し消防団員を指揮監督します。

消防団員は、市長の承認を得て消防団長が任命し、上司の指揮監督を受け消防活動に従事します。

## 消防団員の階級

消防団員の階級は、総務省消防庁の定める基準に従い、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員の7階級となっていますが、焼津市では、規則により部長を除く6階級となっています。